

「令和 2 年度（小樽市コロナ禍対策事業）小樽市内宿泊送客推進事業」
企画提案指示書

1. 業務委託名

「令和 2 年度（小樽市コロナ禍対策事業）小樽市内宿泊送客推進事業」委託業務

2. 目的

新型コロナウイルス禍対策事業として、速やかな宿泊喚起対策事業を実施し、他地域に先んじた小樽エリアのプロモーションと小樽市内宿泊施設への送客を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和 3 年（2021 年）3 月 1 日（月）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

5. 契約事業者数

2 社（但し、企画提案数の結果により 1 社の場合もある）

6. 業務内容及び実施方法

(1) 「サンキュークーポン付宿泊プラン」の造成と販売

① 「宿泊サンキュークーポン」概要

- ・「宿泊サンキュークーポン（以下、「クーポン」）は小樽市のコロナ禍対策補助事業の一環で準備され、宿泊人数 1 名につき 2000 円相当の商品券として付与され、小樽市内の対応施設で利用できる。
- ・「クーポン」は、不正防止のため、チェックイン時に宿泊施設から、利用可能施設の一覧情報とともに手渡しされる。また、販売や転売は不可とする。
- ・「クーポン」の利用可能施設は、小樽市内の観光体験、飲食、物販等の施設を対象とし、500 施設程度の参画を想定（参画募集は 6 月下旬より開始）。
- ・「クーポン」の手配は、一般社団法人小樽観光協会が行い、宿泊開始時期までに参画宿泊施設に配布する。
- ・「クーポン」の有効期間は、令和 2 年（2020 年）8 月 1 日（土）～令和 3 年（2021 年）3 月 1 日（月）までとし、宿泊客はその有効期間内に利用することができる。
- ・「クーポン」の対象人数は 10000 名とする。（受託事業者一社あたり 5000 名）
- ・利用後の「クーポン」精算業務は、一般社団法人小樽観光協会が小樽市内クーポン対応施設を対象に行う。

② 「サンキュークーポン付宿泊プラン」の造成と販売業務

- ・エリアプロモーションの一環として小樽への送客を実現するため、小樽市内の宿泊施設を対象に「サンキュークーポン付き宿泊プラン」という名称を含む共通プランを造成し、販売するスキームを構築する。
- ・令和2年（2020年）8月1日（土）から令和3年（2021年）2月28日（日）を宿泊対象日として造成された共通プランの販売を実施する。
- ・「サンキュークーポン付き宿泊プラン」の販売は、本事業により選定された受託事業者によってのみ行われ、宿泊施設による直接販売は対象外とする。

（2）小樽への送客を実現するためのエリアプロモーション業務

- ・国や道の補助プログラムによる働きかけのもと、国民をターゲットとした旅行市場が動き出すタイミングを逃さずに、旅行先として小樽を印象付けるプロモーション案を企画し、実行する。
- ・プロモーション内容は、ご提案によるものとする。

（3）報告業務

- ・期間中、「サンキュークーポン付宿泊プラン」の販売状況を、一般社団法人小樽観光協会宛に随時（頻度については任意）報告のこと。
- ・事業終了後、販売活動やプロモーションの実施結果、及び得られた成果等に関する報告書を作成し、一般社団法人小樽観光協会宛に提出のこと。

7. 企画提案応募条件等

- （1）（オンライントラベルエージェンシーを含む）旅行会社であること。
- （2）暴力団員または暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- （3）提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

8. 審査企画基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- （1）企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。
- （2）実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- （3）業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- （4）経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

- (1) 参加表明締め切り 令和2年6月24日(水)18時
- (2) 企画書提出締め切り 令和2年7月6日(月)18時
- (3) 企画審査会 令和2年7月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和2年7月中旬予定

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和2年6月24日(水)18時締め切り

※特に様式はなく、メール本文への記載で可 (info2007@otaru.gr.jp)

以下の内容を記載のこと。

- ①会社または法人名、代表者名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④FAX 番号
- ⑤担当者名
- ⑥連絡用メールアドレス

- (2) 提出期限 令和2年7月6日(月)18時

提出先 一般社団法人小樽観光協会 担当：永岡、西本
郵送) 047-0007 小樽市港町 4-3
メール) info2007@otaru.gr.jp

※メール提出の場合は、提出後にメール到着について電話確認のこと。

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の企画は A4 版サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、業務実施体制、業務スケジュールを記載すること。

12. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーションおよびヒアリング（以下、「審査会」）は実施しないため、説明等が必要な場合は、提出時に事務局担当者宛に説明を行うこと。

13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加および差し開けは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、一般社団法人小樽観光協会と受託事業者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、一般社団法人小樽観光協会との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) 本企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、一般社団法人小樽観光協会と受託事業者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約にかかる業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、一般社団法人小樽観光協会に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語および通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

一般社団法人小樽観光協会

担当：事業推進マネージャー 永岡 朋子

事業・総務マネージャー 西本 祐介

電話 0134-33-2510

FAX 0134-23-0522

E-mail info2007@otaru.gr.jp

以上